

令和元年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年5月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時17分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	欠席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	欠席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	欠席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	13番	吉次 純一郎		14番	頼田 洋子	
	出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和				
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積計画案の決定について
第2号	農用地利用配分計画の意見照会
第3号	農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第4号	B判定農地の地目変更に伴う特別委員会の設置について
報告事項	(1) 農地法許可権限の変更について
その他	令和元年度第3回南部町農業委員会総会開催日 代満て会開催予定について 事務局よりお知らせ

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和元年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者は、2番糸田委員、10番恩田委員、11番林原委員の3名です。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省略 —

	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、13 番 吉次純一郎委員、14 番 頼田洋子委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。
4. 議案第 1 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 1 号農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。その前に、議案には載せておりませんが、議事進行について提案がありますので、事務局より説明をお願いします。
	局 長	提案させていただきます。今まで議案の中に農業委員が当事者として記名されている場合、審議及び可決中は一度退席をしてもらっていましたが会の進行をスムーズに行うため、今後は農業委員が議案の当事者であっても退席せずその場で審議してもらい、質問などあればいただき審議の時だけ退席していただく形をとりたいと思います。
	議 長	ただ今事務局から提案した件につきまして、質疑がないようでしたら、採決をとりたいと思います。 賛成の方挙手を願います。
	一 同	挙手。
	議 長	事務局から提案があった件につきまして、全会一致で承認されました。承認ありがとうございます。 では、改めまして『議案第 1 号農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	議 長	それでは、議案第 2 号農用地利用集積計画案の決定について説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。
局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 4～8 頁)】</p> <p>整理番号 101～109 番 設定を受ける者： 7 名 設定をする者 : 9 名 設定をする土地： 22 筆 計 28,766 m²</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 322 番～338 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者 : 17 名 設定をする土地： 34 筆 計 37,159 m²</p> <p>一点補足がございます。322 番赤井貞義さん以降朝金の筆が同じ条件で続いておりますが、こちらは遊休農地に上がっており、この度住民説明会や中間管理機構などと相談した結果 2 年間の中間保有をするということを決着がつかしました。 中間管理機構と相談した結果、荒れている農地を整理した後に配分を</p>	

		提案させていただくこととなります。配分先予定は の さんという方です。中間管理して綺麗になった後で配分先を考える。ということに補足とさせていただきます。 以上宜しくお願い致します。
	議 長	議案第 1 号について質疑を受けます。
	庄倉委員	7 号 105、106、107 番と 8 号 108 番について伺います。水稲で利用権を設定してありますが、コンバインはどうされるつもりでしょうか？
	局長補佐	作業委託に出されると聞いています。
	庄倉委員	分かりました。
	竹内委員	107 番について質問します。期間が 1 年となっておりますが、どちらの希望でこの期間になっているのでしょうか？
	局長補佐	地権者の意向です。新規案件ということでまずは 1 年間頼んでみて、今後お願いするかどうかを見極めながら更新をするということです。
	竹内委員	5 月から借りるということになっていますが、今年の田植はもう始めていますか？
	局長補佐	申請書が上がった時点で地権者と借り手で話し合いをしており、もう始めておられます。
	議 長	ほかに質問はありませんか。(質問・意見なし) ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、議案第 1 号、農用地利用集積計画案の決定について議決承認されました。
議案第 2 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について	議 長	議案第 2 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 12～15 号)】。
	議 長	議案第 2 号について質疑を受けます。
	一 同	異議なし。
	議 長	農用地利用配分計画(案)の意見照会について議決承認されました。
議案第 3 号 農地法施行規 則第 5 条第 1 項の規定によ る 2 アール未 満の農業用施 設用地の認定 について	議 長	議案第 3 号『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程いたします。 提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による 2 アール未満の農業用施設用地の認定について』朗読(議案書 16 号)】 現在集落に点在している共同利用の農業用機械を作業効率高上のために、集落で営農しやすい場所に集めて保管したいということです。 さんは の集落営農の代表者です。こちらの集落ですが法人格がありません。よって代表者が さんのお名前になっております。 現在は各農家でトラクターを保管していますが、保管場所の老朽化によりこの度生産組合を立ち上げて協議を重ね、この度ビニールハウスを建てることになりました。

		通常ビニールハウスは転用の対象案件になりませんが、下をコンクリート張りにするというので、面積も含めて転用対象とし、第3号議案として提案させていただきました。
	議長	こちらについては現地確認を行いましたので、野口委員より説明をお願いします。
	野口孝志委員	本日、恩田会長、市川代理、恩田委員、芝田局長、亀尾補佐の6名で現地確認を行いました。場所は高姫公民館より南に500mほどのところ。東に町道、西に高姫川がある三角形の土地です。15m×8mのビニールハウスを農機具庫として設置するとのこと。上のほうに分離槽を3か所作るそうで、西側の側溝を変えて分離槽を作られるそうです。5頁にはハウス図面が載っています。 高姫地区は集落営農をされていて、現在24名が参加されているそうです。以上により転用可能と判断いたしました。
	議長	議案第3号について質疑を受けます。
	庄倉委員	さんが代表者ということですが、土地の使用料が発生しているか否か伺います。
	局長補佐	賃料は筆全体で年間 円と聞いております。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	ほかに質問はありますか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、議案第3号『農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』は議決承認されました。
議案第4号 B判定農地の 地目変更に伴 う特別委員会 の設置につい て	議長	議案第4号『B判定農地の地目変更に伴う特別委員会の設置について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	前回の総会でB判定農地の手続きに関して特別委員会を設けるとい うことで、この度説明させていただきます。17頁をご覧ください。 委員長に恩田会長、代理に市川職務代理、そして最適化委員さんの中 から野口龍馬委員、頼田洋子委員、井上武委員、田邊元史委員。 農業委員の皆様の中から野口孝志委員。 と、いうことで提案させていただきたいと思います。 事務局からは亀尾と小森で担当させていただきます。 今後のスケジュールは6月の総会の後に委員会を開催する予定です。
	議長	では、事務局も合わせてこのメンバーに賛成の方の挙手をお願いします。
	一同	挙手。
	議長	全会一致で特別委員について指名されました。 今後について、事務局より説明を求めます。
	局長補佐	昨年、B判定になった農地についてあらかじめ委員さん立会いの下現 地写真を撮らせていただいている農地があります。 そちらを6月の第1回目、特別委員会の対象として審議をしていただき、事務局で手続きを行い、7月の総会にて特別委員会により地目変更が妥当と判断した農地について報告をさせていただく予定でおります。 このような流れで順次進めていきたいと思っております。 必要があれば再度現地確認や担当農業委員さんに相談させていただ

		きます。
	議長	写真だけでは現状が把握しきれないと思うので、時間の許す限り特別委員で現地へ出向き、確認をしたほうがいいと思います。 農地判定において非常に重要な役割を担うことになるので、その確認は大切だと思います。
	局長補佐	分かりました。6月に皆さんで現地調査に行く機会を設けます。
	作野委員	6月の総会頃の委員会のみで判定が終わるのか、また次の機会を作り判定を進めるのか伺います。
	局長補佐	6月の総会後も第2回、第3回と任期がある間は続けていく予定です。秋以降は遊休農地の調査があるので、そちらの進捗と合わせて調整しながら進めていきたいと思っています。 430～440筆あるので、できるだけスピーディーにできればと思っています。
	議長	ほかに質問はありますか？
	一同	なし。
	議長	無いようですので、このような日程で行いたいと思います。
5. 報告 農地法許可権限の変更について	議長	報告『農地法許可権限の変更について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	『農地法許可権限の変更について』18頁をご覧ください。 県より農地法許可権限の変更についての通知が来ております。 変更前よりも許可権限が拡大しております。 併せて、南部町農業委員会規則につきましても4月1日より変更となっております。 ご承知いただきたいと思っています。
	議長	この件について何か質問はありますか。
	庄倉委員	日付が4月10日になっていますが、何日から開始していますか？
	局長補佐	通知は10日付けですが、1日より変更になっております。
6. 令和元年度第3回農業委員会総会の日程について	議長	令和元年度第3回南部町農業委員会総会は、令和元年6月10日（月）に開催します。
7. 総会終了後代見会開催予定について	作野委員	懇親会決算報告。 代満て会会場について。
	議長	決算報告について質疑ある方はお願いいたします。
	一同	なし。
事務局よりお知らせ	局長補佐	クールビズについて。
8. 閉会	議長	これにて令和元年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。